

# Business Partner office NEWS



2022年  
2月号

## 法律相談Q&A

### — 通院・移送に関する保険給付 —

Q: 業務中に負傷し治療を受けましたが、受診した病院が近所だったので、通院にかかる交通費もさほどかかりませんでした。もし受診できる病院が遠方にしかなかったら、通院にかかる交通費の負担を重く感じたかも知れません。

A: 労災保険では療養（補償）給付の移送費として通院費が支給されることがあります。その範囲は、  
\* 災害現場等から医療機関への移送  
\* 労働基準監督署又は医師の指示による転医や退院による移送

#### \* 通院

で、通院については原則として片道2km以上で、

- ① 自宅又は勤務地と同一市町村内の適切な（=傷病の診療に適した）労災指定医療機関等
- ② ①がない場合）自宅又は勤務地と隣接する市町村内の適切な労災指定医療機関等
- ③ ①・②がない場合）自宅又は勤務地の最寄りの適切な労災指定医療機関等

のいずれかに該当する場合は、公共の交通手段では所定の運賃分が、自家用車の場合は距離あたりの単価で計算された額が支給されます。

上記以外でも認められることがあるので、通院する病院が遠方になる場合は、労働基準監督署に移送費の対象になるかどうか一度ご確認されてみるのもよいと思います。

なお、健康保険の移送費では通院は支給対象外とされています。「移送の目的である療養が保険診療として適切であること」、「療養の原因である傷病により移動が困難であること」、「緊急・その他、やむを得ないこと」に該当し、保険者が認められた場合に支給される限定的な給付です。

## 標準報酬月額の特例改定の 対象期間について

社会保険の特例改定について、急減月の対象を令和3年7月までとされていましたが、更に令和3年8月から令和4年3月まで延長されました。

手続期限は、①急減月が令和3年8月～12月の場合は令和4年2月末、②急減月が令和4年1月～3月の場合は令和4年1月24日～同年5月末となっています。

令和3年7月までの急減により特例改定を受けた方も上記の期間にかかる申請を行うことができます（ただし、令和3年8月の報酬に基づく定時決定の特例を受けている場合は申請できません）。

## 社労士の視点

### 2022年もどうぞよろしくお願ひします。

コロナ感染症 オミクロン株への不安が拡大しています。いつになれば、以前のようなコミュニケーションがとれるようになるのでしょうか。

先の見えない生活不安が、人間関係にまで悪影響を与え、ハラスメント相談が複雑化していることを実感します。

しかし、とらえ方を変換すれば、こんなネガティブな状況下だからこそ、人間関係の本質を見つめ直すチャンス。こんな時こそ、人間関係調整力のスキルアップを！と、熱心に取り組んでおられる企業も増えています。

いよいよ2022年4月から「労働施策総合推進法」がすべての規模の企業に導入されます。ハラスメント防止3法（パワハラ・セクハラ・マタハラ・パタハラ・ケアハラ）がそろい、措置義務が課せられることとなりました。

御社の防止措置は十分でしょうか？

ハラスメント防止対策のご相談はお早めに！